

令和3年度第3回青梅市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和3年12月23日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時00分

場 所 青梅市役所204、205会議室

委嘱委員(14人)

町田 幸子	番場 春枝	澁谷 章	檜島 章示	鹿児島武志
野本 正嗣	百瀬 澄雄	田中 三広	金子 勉	桑田 一
宮野 良一	柳内 昭治	中村 孝史	増子 俊彦	

出席委員(13人)

町田 幸子	番場 春枝	澁谷 章	檜島 章示	鹿児島武志
野本 正嗣	百瀬 澄雄	田中 三広	金子 勉	桑田 一
宮野 良一	柳内 昭治	増子 俊彦		

欠席委員(1人)

中村 孝史

説明のために出席した者の職氏名

市長 浜中啓一	市民部長 細金慎一
保険年金課長 丹野博彰	収納課長 吉澤武司
健康課長 原島明	給付係長 小山幹三
資格賦課係長 藤原道人	収納管理係長 南條敦宏
徴収庶務係長 石田洋也	特定健診係長 塩野千春
給付係主事 福原悠	

傍聴者 0人

議事日程

- 1 会議録署名委員の指名
- 2 報告事項
 - (1) 令和4年度国民健康保険特別会計当初予算(案)について
 - (2) 東京都国民健康保険被保険者証等の様式の一部変更について
- 3 協議事項
 - (1) 令和4年度の国民健康保険税について

4 連絡事項

- (1) 今後の会議日程等について

△市長挨拶

○市長 皆様こんにちは。本日はお忙しいところ、今年度の第3回青梅市国民健康保険運営協議会に御出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

委員の皆様には、日ごろから国民健康保険事業を初め、市政全般にわたりまして、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険制度におきましては、平成30年度の制度改正により、東京都も財政運営の主体を担うこととされ、青梅市を含む、都内市区町村の国保特別会計の財政健全化が求められております。

従前から青梅市では、厳しい国民健康保険財政の健全化を図るため、2年に1度、税率の改定を行ってまいりましたが、被保険者の負担の軽減のため、一般会計から多額の財源補てん繰出金を行うことで、制度運営に努めてまいりました。

また、今年度第1回の本協議会において、私より保険税率の改定について諮問をさせていただき、国民健康保険の現状や制度改正のほか、新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえて、委員皆様に御審議いただいてまいりましたが、本日は協議会としての御意見を取りまとめたいただける予定となっております。

最終的に税率改定は市長である私の判断となるところではありますが、協議会の御意見を重く受け止めてまいりますので、本日はよろしく願いいたします。

結びに、来年が皆様にとりまして、素晴らしい年となりますよう御祈念申し上げ、挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○保険年金課長 ありがとうございます。なお、市長におかれましては、公務の都合上、ここで退席させていただきます。御了承ください。

○市長 よろしく申し上げます。

○保険年金課長 それでは、協議会を始めさせていただきたいと存じます。

協議会の議長は、会長が務めることとなっております。桑田会長、よろしく願いいたします。

○議長 本日はお忙しい中、青梅市国民健康保険運営協議会に御出席を賜り、誠に有り難うございます。本日の会議は、中村委員から事前に欠席の御報告をいただいておりますが、出席委員数が会議の定足数に達しておりますので、会議が成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

それでは、お手元にお配りしてございます、会議日程に従いまして、進めさせていただきます。本日は報告事項2件、協議事項1件、連絡事項1件でございます。皆様の御協力を賜り、概ね15時頃までの会議時間を目途に、スムーズに進行できますよう

お願いいたします。

本運営協議会の会議については、公開とすることが定められておりまして、また傍聴人に関する規定も定められているところです。

本日は傍聴の希望がありませんので、早速議事に入ります。

△「日程 1」 会議録署名委員の指名

○議長 日程 1、会議録署名委員の指名を行います。

本会の規定では、会議録を作成することとされており、その真正を証するために、会議録への署名が必要でございます。

私から、会議録署名委員を指名させていただきます。今回は檜島委員と鹿児島委員のお二人にお願いしたいと思います。

後日、本日の会議の会議録を、事務局が作成しますので、その会議録を確認の上、御署名いただきますようお願いいたします。

△「日程 2」 報告事項

○議長 次に、日程 2、報告事項を議題といたします。

(1) 令和 4 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 それでは報告事項（1）令和 4 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について御説明申し上げます。

資料 1 - 1 を御覧ください。

まず、歳入についてであります。左側の表を御覧ください。

一番左の欄の上から 2 段目、1 の国民健康保険税については、予算編成のスケジュールから現在の税率で積算しております。また、令和 3 年度当初予算と比べて、収納率が上がる見込みであることから、令和 4 年度は前年度と比較して 1,227 万円余の増額となる見込みですが、本日いただく答申の結果によりまして、再積算をする予定でございます。

2 の国庫支出金については、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に伴う、災害等臨時特例補助金を見込んでおりましたが、令和 4 年度は見込まず、マイナンバーカード保険証利用登録支援事業に対する補助金と、東日本大震災関連分と合わせて 454 万円余を見込んでおります。

4 の都支出金については、国庫支出金同様、東京都からの国民健康保険災害等特例補助金新型コロナウイルス感染症対応分を見込まないことや、特定健康診査負担金等を減少見込みとしたことから、前年度と比較して 4,975 万円余の減額を見込んでおります。

5 の繰入金については、保険税率等の改正により変動いたしますが、全体で前年度

より 3 億 1,430 万円余の増額を見込みました。

国民健康保険事業の赤字補てんとなる、財源補てん繰入金につきましては、3 億 1,174 万円余の増額となり、11 億 921 万円余を見込んでおります。これは税率改定等を見込んでいないこと、また、右側算出の 3、国民健康保険事業費納付金がコロナ禍における医療費等の増加傾向の影響から、都の仮算定として、前年度比 2 億 6,067 万円余の大幅増となったことによるものであります。

次に歳出になります。

2 の保険給付費であります。被保険者数は減少するものの、一人当たりの医療費の上昇およびコロナ禍による受診控えの反動などから医療費等は昨年度同様とし、出産育児諸費および葬祭費について若干の減少を見込み、前年度比 420 万円余の減の 97 億 6,302 万円余を計上いたしました。

3 の国民健康保険事業費納付金につきましては、都が交付する保険給付費等の普通交付金や、都が一括管理する後期高齢者支援金と介護納付金の財源として、市が保険税収入や法定の繰入金などをもって、納付するものであります。

令和 4 年度は医療費の伸び率の上昇等から、前年度比 2 億 6,067 万円余、6.5%増となる、42 億 4,535 万円余を計上しております。なお、この額につきましては、1 月半ばに都の本算定が確定額として変更となります。事務局といたしましては、若干ではあります。減額されるものと捉えております。

6 の保健事業費であります。被保険者数の減少による特定健康診査の受診者数の減少等により前年度比 358 万円、1.7%減の 2 億 423 万円余を計上しております。

歳入、歳出合計につきましては、前年度より 2 億 4,600 万円、1.7%増の 144 億 3,000 万円にしようとするものであります。

なお、本日いただきます答申の結果を踏まえて、市長が判断し、令和 4 年度の国民健康保険税額を決定することとなります。

したがいまして、令和 4 年度の当初予算につきましては、現段階での案であり、確定したものではございませんので、御承知おきください。

次に、資料 1 の 2 を御覧ください。

先ほど、歳出の 3 の国民健康保険事業費納付金の説明でも触れましたが、国民健康保険事業費納付金の主な財源は、保険税と法定の繰入金等であります。

この合計額が納付金額に不足する分は、一般会計からの財源補てん繰入金で賄うこととなります。

この資料においては、法定の繰入金と財源補てんの繰入金を棒グラフにして、経年でお示しいたしました。

財源補てん繰入金については、国や東京都からの交付金の増減などにより、年度によりばらつきはございますが、基本的には多額の繰入れによって運営しているところであり、国からは、段階的、計画的に削減、解消を図ることを求められております。

次に、資料 1 の 3 を御覧ください。

被保険者一人あたりの繰入金の額であります。

法定内繰入金は、一般会計から負担することが決められているものであります。主には、事務的経費や低所得者を対象とする保険税の軽減措置に対する補てん的なものになります。

また、財源補てん繰入金は、ただ今も御説明しましたように、国保会計の赤字分を補てんする法定外の繰入金でございます。

財源補てん繰入金の被保険者1人当たりでは、30市町村の中で、多いほうから22位となっている現状であります。

次に、資料1の4を御覧ください。

青梅市の保険税等の経緯であります。保険税においては、医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分の3本立てで課税しております。

平成30年度の国民健康保険事業の制度改正に伴い、財源補てん繰入金について、国では、段階的、計画的に削減、解消を図ることを市町村に求めていることから、令和2年度に6.5%の税率等の改定を行い、財源補てん繰入金の圧縮を図ったところでもあります。

保険税の改定は、これまで隔年で行っており、令和4年度においては、市長からの諮問にもとづき、現在当協議会にて協議をいただいております。本日、答申をいただいた後、改定を予定しております。

次に、資料1の5および追加資料の1の6を御覧ください。

1の5は被保険者数および保険給付費の推移、1の6は一人当たりの費用額、いわゆる医療費および被保険者数の平成23年度からの推移を示したものでございます。

御覧のとおり、いずれの資料も被用者保険等の適用拡大などにより、被保険者数が減り続ける中で、医療の高度化等により、保険給付費および一人当たりの医療費は毎年増加傾向にありました。

しかしながら、資料1の5の令和2年度実績では、コロナの影響による受診控えがあったものの、保険給付費は増加となりましたが、資料1の6の2年度実績では、一人当たりの医療費はおよそ1万9,000円の減額となっております。

以上、大変雑ぱくではございますが、令和4年度国民健康保険特別会計当初予算(案)についての報告とさせていただきます。

○議長 新年度の予算について、まだ答申が出る前ではありますが、現状での率を踏まえて、144億3,000万円の予算案を組んでおります。

この件について何か御意見、御質問はありますか。

質問がないようですので、次に移ります。

次に、(2)東京都国民健康保険被保険者証等の様式の一部変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 それでは、報告事項（２）東京都国民健康保険被保険者証等の様式の一部変更につきまして、御説明をさせていただきます。

御手元の資料２にありますサンプルにてお示ししておりますが、現在当市で交付しております、国民健康保険被保険者証等６種類の証につきまして、当市の国民健康保険システムの更新に伴い、令和４年１月４日以降の交付分から様式に若干の変更がございますので、御承知いただきますようお願い申し上げます。

また、このサンプルにつきましては、西多摩医師会会長以下各会員に配布するとともに、西多摩歯科医師会、西多摩薬剤師会、青梅市医師会、青梅市歯科医師会、青梅市薬剤師会の各会長と、東京都柔道整復師会西多摩支部長および青梅地区長にも配布のうえ、各会員に周知をお願いしているところでございます。

以上、東京都国民健康保険被保険者証等の様式の一部変更についての御報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。この件につきましては何かありますか。

質問がないようですので、次に移ります。

△「日程３」 協議事項

○議長 それでは、日程３、協議事項に入ります。

（１）令和４年度青梅市国民健康保険税についてを議題といたします。

本日は諮問に対する答申ということで、結論を出さなければなりません。

前回の会議でも説明がありましたように、保険者にとっても、また被保険者にとっても非常に重要な事項でございます。

各委員の御意見を賜りたいと思います。

前回、委員からの御指摘もありましたので、改定案が資料のように示されております。まず事務局から説明をお願いします。

○保険年金課長 令和４年度の青梅市国民健康保険税について、御説明させていただきます。

まず、令和４年度の他市町村の税率等改定の動向について報告いたします。

毎年、東京都市国民健康保険協議会広域化対策特別委員会で取りまとめております、多摩地区３０市町村の国民健康保険税率の改定にかかるアンケートにおきまして、令和４年度の改定状況について、１１月末日現在の集計結果が出ております。

令和４年度での改定の可否につきましては、改定すると答えた自治体が青梅市を含めまして１４自治体、改定しないが５自治体、未定が１１自治体となっております。

また、改定率につきましては、現時点で決定している自治体では、武蔵野市で４.１６％、三鷹市で５.１０％、小平市で３.０５％、東村山市で４.４９％、狛江市で２.３５％、羽村市で３.３０％となっております。

また、八王子市、町田市、東大和市につきましては未定としていますが、令和３年

度に続いて、2年連続で改定する予定とされております。

なお、この調査は今後も継続され、次回は12月末現在で調査が行われ、年明け1月中旬頃には各市町村の状況が判明してくるものと思われまますので、現時点での他の市町村の税率等改定の動向として、御参考にしていただければと存じます。

続きまして、資料3-1を御覧ください。

1の改定率ごとの所得割税率および均等割額の表について御説明いたします。

前回の運営協議会にてお示ししました、税率等改定案のうち、7.5%改定案で御承認いただいておりますことから、7.5%改定案で12パターン試算いたしました。

まず、7.5%改定案の(1)、(2)、(3)につきましては、前回お示ししました7.5%改定案5パターンのうちの(2)、(3)、(4)を抜き出し、さらにこの3パターンの中でア、イ、ウの3パターンに分けました。

ア、イ、ウのうちイが前回お示ししました税率等となっており、イをベースとして支援金分と介護分の所得割税率を0.05%ずつ上下させたものがアとウになります。

均等割額は、支援金分、介護分ともに、所得割税率が低いパターンでは均等割額を高め、税率が高いパターンでは均等割額を低めに算定しております。

また、7.5%改定案の(4)につきましては、(3)の医療分の所得割税率を0.5%高くして、さらに(1)から(3)と同様にア、イ、ウの3パターンに分け、支援金分と介護分の所得割税率を0.1%ずつ上下させたものとなっております。

均等割額につきましては、(1)から(3)と同様に、医療分、支援金分、介護分ともに、所得割税率が低いパターンでは均等割額を高め、税率が高いパターンでは均等割額を低めに算定しております。

なお、下段に参考としてお示ししております、青梅市の標準税率につきましては、令和3年度確定係数にもとづいた税率に加えて、今回は令和4年度仮係数にもとづいた税率も掲載しております。

続きまして、資料3-2を御覧ください。

2の改定率ごとの増加額および標準税率統一への税率改定回数の表について、御説明いたします。

こちらの表は、前回の運営協議会での資料と同様に、改定率ごとに、調定額、増加額、改定回数、改定回数にもとづいた統一予定年度および一人当たりの保険税額を算出した表となっており、今回は一番右側に一人あたり調定額の増加額において、金額の少ない順に順位を付けております。

各パターンにおきまして、調定額の増加額については現行より約1億9,400万円から約1億9,600万円、一人あたり調定額の増加額は現行より約6,200円から6,300円となっております。

また、医療分の均等割額を抑えて、所得割額を増やすと、調定額が若干抑えられるといった傾向がございます。

続きまして、資料3-3を御覧ください。

前回の運営協議会の資料と同様にモデルケースを作成いたしました。

1 ページ目の表が改定率 7.5% (1)、2 ページ目が 7.5% (2)、3 ページ目が 7.5% (3)、4 ページ目が 7.5% (4) で、各ページともパターンごとに保険税額を算出させていただきました。

改定率のパターンごとに、表の一番右側の列において、増加額をお示ししてございますので、御参考にしていただければと存じます。

なお、資料はございませんが、12 月 10 日に与党が令和 4 年度の税制改正大綱案を作成し、令和 4 年度分以降の国民健康保険税の課税限度額につきまして、医療分を現行の 63 万円から 65 万円に、支援金分を現行の 19 万円から 20 万円に引き上げることとされました。介護分につきましては、現行の 17 万円を据え置きとなり、合計しますと医療分と支援金分で現行の 82 万円から 85 万円、医療分、支援金分および介護分では現行の 99 万円から 102 万円に引き上げられます。

今後は税制改正大綱が閣議決定された後に、来年 4 月 1 日に政令改正が行われる予定となっております。政令改正に伴う国民健康保険税条例の改正につきましては、例年政令改正が 2 月の定例議会後に行われることから、市長の専決処分を行う予定としております。

最後となりますが、前回の運営協議会で委員より、国保の財源等に関する分かりやすい資料について、御要望がございました。

事務局で国や都の資料をもとに参考資料を作成いたしましたので、簡単に御説明させていただきます。

まず、参考資料の表面を御覧ください。

この資料は先日 11 月 29 日に開催されました、令和 3 年度第 1 回東京都国民健康保険運営協議会の資料の 1 枚、東京都の国民健康保険の現状であります。

右側の令和元年度決算の財源構成を御覧ください。

東京都全体の医療給付費等の総額約 1 兆 705 億円に対する、国、東京都、および区市町村が負担している公費の内訳であります。

基本的には医療給付費等の総額、いわゆる東京都の被保険者全体にかかった医療費を、真ん中の枠に記載がありますとおり、国が調整交付金として 9%、定率の国庫負担として 32% および都が繰入金として 9%、合わせて 50% を負担しております。

左の枠は残りの 50% となりますが、その大半を保険税が占めているところであります。下の 3 段に記載の保険者努力支援制度交付金、高額医療費負担金、基盤安定繰入は各保険者、区市町村の実情により、国、東京都および区市町村がそれぞれ公費から負担しております。

一番上の法定外一般会計繰入がいわゆる財源補てん繰入金となる赤字部分であります。

この赤字部分を解消するために、東京都は平成 30 年度に各保険者である区市町村に、国保財政健全化計画いわゆる赤字解消計画の策定を求め、青梅市では令和 10 年度までの 11 年間で 6 回の税率改定を行い、財源補てん繰入金を解消する計画としております。

次に、裏面を御覧ください。

この資料は厚労省のホームページに掲載されている国民皆保険制度に関する資料で、各保険者の比較であります。

一番左が市町村国保の状況であります。下から4段目、加入者一人当たりの平均保険料では、市町村国保が8.8万円に対して、その他の制度、一番右の後期高齢者医療制度を除く、いわゆる社会保険では、協会けんぽでは11.7万円、事業主負担込みで23.3万円、組合健保12.9万円、事業主負担込みで28.4万円、共済組合14.3万円、事業主負担込みで28.6万円となっております。

前回、事業主負担がないから国保の保険税が高いのではないかとの御質問でしたが、決してそうではなく、事業主負担がない国保の全国平均では事業主負担が2分の1ある社会保険と比較いたしましても、およそ25%程度は低いという結果となっております。

また、下から2段目の公費負担の欄にもありますように、市町村国保には先ほど御説明申し上げましたとおり、公費が50%以上負担されており、その下の公費負担額を見ても、後期高齢者医療制度の8兆3,656億円に次ぐ、4兆3,734億円、うち国から3兆1,741億円が令和3年度予算ベースでは投入されております。

以上、大変雑ぱくではありますが、令和4年度の国民健康保険税についての説明とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。

本件について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 参考資料ありがとうございました。こういう風に見るとよくわかります。表面の右側の財源構成の法定外一般会計繰入の部分を保険税で賄いたいというのを時間をかけてやっていくということだと思います。この数字は東京都ですが、青梅市の数字に大まかでも置き換えることができれば、そういったものを示して、半分以上は公費で賄っているのだから、国保の加入者として協力して欲しいということを訴えていかないと、被保険者としては財政の状況がわからないと思うので。

これはすごく良い資料だなと思います。これを青梅市の数字に置き換えることができれば良いなと感じました。

○委員 この資料はとても良い参考資料だと思います。

法定外一般会計繰入金をして0にするように国から言われているのが何故なのかというのも書いていただかないと、従来どおりにできないのかという疑問も残ると思うので、その点も付け加えて説明していただけるとありがたいです。

○議長 その辺は税率改定の時に事務局の方で。他にいかがですか。

問題のいくつ上げるかというところの御意見をいただきたいのですが。

○委員 資料をいただいたのですが、あまりにもパターンが多すぎて。

増減分を見てもそんなに大差がない。これだけ多いと、このパターンというのは難しいのかなと感じました。

事務局の方で資料の中のどの辺のところでもとめたいのかで良いのではないかと思います。はっきり言って大差がないので。

○議長 7.5%を上げるが、理事者の方からたくさん案を出して、比較して、検討してもらうようにと事務局に指示があったとのこと。

○委員 細かく作られて、大変だったと思います。御苦労様でした。

○議長 7.5%のどのあたりが良いかというのがあるのですが。

○委員 改定をする時には低所得者に手厚くして、所得がある人は応分の負担をしてもらうのが良いのかなと。

低所得者に対して増額が少ないパターンの所が良いのかなと資料を見て感じました。

○委員 今、委員がおっしゃったことが基本かなと思います。

令和10年度までに100%に持っていくという大きな目標があるので、改定回数なるべく少ない、3番、4番のケースから選択するのが良いのかなと。

○委員 皆さんの御意見に賛成です。

○議長 上げることは市民に対して負担を強いるわけですから、非常に苦しいとは思いますが、国の方針で決められたことなので。上げていかないと、約10年の税率の改定でそこに追いつかないと。

○委員 今まで2年おきに改定してきましたが、それによって収納率が落ちた、収納していただけない方が増えたといったことは過去にあったのでしょうか。

○収納課長 収納率につきましては、皆さん一生懸命納めていただく方が多くなりまして、増加傾向ということになっております。東京都26市の中では10番目の収納率になっております。

○委員 この参考資料を見ますと、東京都が収納率がワーストなんです。

改定したことによって、収納率に影響したり、納めない人が新しく出てくるようなことはあってはいけないと思います。そういうことも踏まえて、低所得者には手厚く

して、ある程度所得があって、生活が豊かな方にはその分納めていただくような、そういう改定の仕方がいいのかなと思います。

○議長 その通りですね。他にいかがですか。

○委員 青梅市は都下で27番か28番くらいだったかと思いますが、今回の改定で7.5%を見込んだ時に、もう少し上に行くのですか。他の市町村も上げるとまた同じように相対的に青梅市の順位も下がるかと思いますが、どのくらいを目指しますか。

○保険年金課長 青梅市は医療分につきましては率を上げているので、上の方にいるのですが、支援金分、介護分につきましては影響があまりないとはいえ、他の市町村と比較してもかなり低いところですよ。

今までお話しのありました、低所得者への配慮ということを考えて、均等割額が低い方がよいと思いますので、そういったことを反映させていくと。前々回の改定でも議会の方からそういったところの配慮をして欲しいということもありましたので、青梅市といたしましても、委員のおっしゃったとおり、所得割額を上げさせていただいて、均等割額につきましては極力抑えていきたいところです。しかし、均等割額は現段階でかなり低いところですので、真ん中くらいまでは引き上げていかざるを得ないのかなと認識しております。

○議長 問題はどの辺にするかということで、7.5%の(3)のあたりでどうかといった意見も出ましたが。

○委員 調定額の増加額の多い1億9,600万円台のところでは答申をした方がよいのかなと。なおかつ回数を減らし、低所得者への影響が軽いところで絞っていくとどうでしょう。

○議長 事務局でも、たくさん、細かく資料を作っていたので、どれを選ぶかというのがなかなか難しいとは思いますが。

他に何かございますか。

○委員 財政安定化基金というのがありますが、毎年国が積み立てていると思うのですが、所得の低い市町村に対して、財政安定化基金から援助はないのでしょうか。

○保険年金課長 東京都から説明があり、厳しい運営の中で、そういう御要望があれば、東京都としても、それぞれの自治体の御要望に応じて、対応していきたいという話は伺っております。

○委員 1億9,600万円台の増加が見込まれるのが、1のウ、2のイ、ウ、3のイ、ウです。そのうち改定回数が少ないのが、2のイ、ウ、3のイ、ウ。1人あたりの増加額が低いのが3のイ。円単位ではありますが、同じ改定率でも1人当たりの増加額が低いので、これが良いのかなと。

○委員 3のイが一番良いかと思います。

○議長 他はよろしいですか。

それでは、いろいろ御議論いただきましたが、令和4年度の国民健康保険税について意見をまとめたいと思います。

7.5%の案で(1)のアから(4)のウまでの12案ございますが、ここまでの議論から私としては、都道府県一元化に向けた国保財政健全化計画、いわゆる赤字解消計画を青梅市としても着実に推進することや、65歳以上の高齢者が多い地域特性などによる低所得者への配慮をしなければならないなどの観点から、今回の改定は7.5%(3)のイでよろしいのではないかと思います。

7.5%(3)のイで提案したいと思いますが、いかがでしょうか。何か御意見はありませんか。

この案に反対の御意見がありませんでしたので、令和4年度の国民健康保険税の改定率を7.5%(3)のイとすることに御異議ありませんか。

〈「異議なし」と呼ぶ者あり〉

○議長 異議なしということなので、令和4年度の健康保険税の改定率については7.5%(3)のイということで決定することにいたします。

それでは、私と職務代理者および事務局によりまして、別室にて、今日までの議論と採決の結果を答申案として取りまとめたいと思いますので、しばらく休憩いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は、2時45分とします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 開議

○議長 会議を再開します。それでは、答申案の準備が出来ましたので、資料の配付をいたします。

それでは、答申案の朗読を事務局をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、答申の案につきまして、朗読させていただきます。

青梅市長 浜 中 啓 一 殿

青梅市国民健康保険運営協議会
会 長 桑 田 一

令和 4 年度青梅市国民健康保険税について（答申）（案）

令和 3 年 7 月 1 5 日付け青市保第 2 3 9 号をもって諮問のあった令和 4 年度青梅市国民健康保険税について、令和 3 年 7 月 1 5 日、1 1 月 1 1 日および 1 2 月 2 3 日の 3 回の協議会において慎重な審議の結果、下記のとおり当運営協議会としての意見を決したので答申いたします。

記

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える重要な保険制度であり、その財政運営は医療費の保険者負担額等の支出を基幹財源である保険税を基本として、国や都の負担金などルール化された財源とその他の交付金などを加えた収入で賄い、独立採算で運営するのが大原則であります。

しかしながら、制度の性質上、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより医療費が増加する一方、被保険者に低所得者の割合が高く、国民健康保険事業を取り巻く状況は非常に厳しく、財政基盤が弱いという構造的な問題を抱えています。

青梅市国民健康保険においても、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行により、年々被保険者数が減少し、保険税収入が落ち込んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことにより保険税の減免申請を行う被保険者世帯も一定数の割合がいることから、被保険者の収入状況についてはコロナ禍においてより一層厳しい状態となっています。

また、医療費についても新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として医療費は増加傾向にあり、一般会計からの多額の繰入金により、事業を保っている状態です。

また、平成 3 0 年 4 月の法改正に伴い施行された、保険者の広域化が実施され、市町村国民健康保険事業に対しては、財政運営の健全化について更に厳しく取り組む事が義務化され、特に一般会計からの財源補てんを目的とする繰入金については、削減・解消が求められています。

併せて、広域化に伴い新たに東京都による標準保険税率が算出され、本来その税率での保険税賦課が課せられているわけですが、急激な保険税の上昇を防ぐため、一般会計からの繰入金を計画的に削減しながら、標準保険税率に近づけていくことが行政としての責務と考えます。

このようなことから、国民健康保険事業を維持していくために、保険税率の一定程

度の引き上げは必要であると考えます。

一方で、支出においては引き続き医療費適正化対策としてレセプト点検、特定健康診査の推進、適正受診の啓発、データヘルス計画による効果的な保健事業などを実施し、支出の抑制に努めるとともに、収納率向上に向けた取り組みをより一層推進することを望みます。

また、保険税率等の決定にあたっては、被保険者所得の低迷が続いていることなどを鑑み、被保険者の生活への影響について十分に配慮しなければならないと考えます。

なお、保険税改正の周知については過去の改定時と同様に、その内容を市の広報やホームページを通じて、広く、分かりやすく周知していただくとともに、現在も国や東京都に対して要望しているとのことではありますが、制度の堅持のため、今後も継続して公費負担の増額、交付金等の充実などを強く要望していただきたい。

結論

1 保険税率等について

現在、青梅市の保険税率は、東京都が算出した標準保険税率と比較すると、所得割および均等割の設定が低くなっている。また、国保財政健全化計画でも示しているとおり、一般会計からの財源補てん額の割合が多いことにより、繰入金の削減に向け引き上げはやむを得ないと考える。

なお、税率等については下表のとおりとする。

【令和4年度税率】

区 分	所得割	被保険者均等割
基 礎 賦 課	6.05%	30,600円
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 賦 課	2.05%	11,200円
介 護 納 付 金 賦 課	1.95%	12,200円

以 上

○議長 ただ今、事務局から答申案を朗読いただきましたが、文章の文言等で御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

特に意見がございませんので、この答申案のとおり答申をしたいと思います。答申書ですが、ここに示されております答申案の（案）をとりまして、正式な答申書として作成し直し、私から後ほど、市長に提出させていただきますので、御了承をお願いいたします。

諮問をいただきました令和4年度青梅市国民健康保険税については、委員各位の御協力を賜り、当協議会として、意見をまとめることが出来ました。大変ありがとうございました。

私からの意見なのですが、市議会で低所得者に対して、どのように配慮したなど、いろいろと出てくるかと思えます。本協議会の内容をよく議員にも説明していただいて、各委員も値上げについては苦渋の中での判断でしたと一言申し添えていただきたい。お互いに苦勞し、助け合うという精神を説明していただきたいと考えています。

協議事項については以上です。

△「日程4」 連絡事項

○議長 次に、日程4、連絡事項に移ります。

(1) 今後の会議日程等について、事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 次回の会議日程につきましては、来年7月頃を予定しております。

日程が決定次第、メールで御連絡を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。本件について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 今日のことについての議会はいつ議論されるんですか。

○保険年金課長 3月の2日前後だと思います。

○議長 令和4年度の当初予算の中で審議されますので。

○委員 その頃に聞きに伺います。

○議長 国保は特別会計なので、常任委員会になります。広報に情報が載ります。

○保険年金課長 順番に行きますので、時間が決まっていません。10時から常任委員会が始まり、そこから暫時、議案を審議しますので。

日程は議会のホームページに出ていると思います。福祉文教委員会です。

○議長 わからなければ市役所の議会事務局に聞けば大丈夫です。

○委員 市民としても、委員としても見ないと。

○委員 昨今のニュースで、診療報酬の改定がなされるようです。相対的には若干下がるようですが、そういった面で分析等していただいて、健全にいくようお願い申し上げます。

○議長 7月の会議で報告があるかな。

○保険年金課長 薬価と本体で0.94%マイナスという話ですので、そのあたりは当初予算に反映させていきます。今日お示しした当初予算の金額からその部分の医療費分等につきましては入れ替わるということになりますので、御承知おきいただければと思います。

○議長 他にございますか。質問がないようですので、この件については終わります。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年度第3回青梅市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。